

風しんワクチンの接種費用等助成事業のお知らせ

妊婦が風しんに罹患した場合、赤ちゃんが目、耳、心臓などに障害を持って生まれてくる「先天性風しん症候群」の発生が懸念されます。これを予防するため、町では風しん予防接種費用等の助成を行っています。接種の対象となる方は下記のとおりです。ご確認の上、接種を希望される方は下記の方法で接種を受けてください。尚、この予防接種は、希望により受けるものであり、法律上の義務はありません。

1 対象者

接種当日に古殿町に住所のある方で次のいずれかに該当する方

- (1) 妊娠を希望もしくは予定している女性
- (2) 妊婦の夫（婚姻関係は問わない）
- (3) 妊娠を希望もしくは予定している女性の夫

(注) 次に該当する方は対象になりません。

- 麻しん風しん混合ワクチンまたは風しんワクチンの接種歴が2回ある方
- 明らかに風しんにかかったことがある方(子どもの頃にかかったという方でも、約半数は抗体を持っていない方がいます。心配な場合は抗体価検査を受けていただくようお勧めします。)
- 妊婦または妊娠している可能性のある方(妊娠中は接種できません。女性は、あらかじめ約1か月間避妊した後ワクチンを接種し、その後2か月間は妊娠を避ける必要があります。)
- 妊婦に抗体がある場合は、その妊婦の夫は除きます。

2 助成対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

3 助成額

①抗体価検査費用：5,100円

②予防接種費用：麻しん風しん混合ワクチン 10,000円、風しんワクチン 7,000円

※石川郡内で実施している医療機関で受けた場合は町が負担します。(窓口での負担はありません。)

※石川郡以外の医療機関で受けた場合は、全額医療機関へ支払い、6のとおり申請手続きをしてください。上記の助成額を上限に、後日、指定口座へ振り込みます。

4 検査や接種の受け方

- ①医療機関に事前に電話等で予約をする。
- ②風しん抗体価検査を受ける。(妊婦健診等で抗体が不十分だと分かっている方は、省略できることもあります。その結果を持って医師にご相談ください。)
- ③風しん抗体価検査の結果(通常1週間以内で分かります)、抗体が不十分な場合は予防接種を受ける。

5 医療機関へ持参するもの

- (1) 健康保険証や運転免許証(現住所を確認できるもの)
- (2) 妊婦の夫が抗体価検査または予防接種を受ける場合は、妊婦の母子健康手帳又は写し(夫であることが確認できる部分)

6 石川郡以外の医療機関で受けた場合の費用申請方法

◆申請に必要なもの

- (1) 領収書の原本(ない場合は、申請書の証明欄に検査又は接種を受けた医療機関の証明をもらう)
- (2) 印鑑(スタンプ式は不可)
- (3) 通帳又は通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義)
- (4) 妊婦の夫の方は、(1)～(3)のほか妊婦の母子健康手帳の写し

◆申請場所

古殿町健康管理センター